

ネーミングライツパートナー（随時先着）募集要項

【教育文化センター】

対象資産 No.	募集施設
先着ーネ 15	教育文化センター 【エントランスホール】

令和 8 年 1 月

枚方市 総務部 財産活用課

1. ネーミングライツ導入の目的

枚方市市有資産民間提案制度の一環として、市の施設のネーミングライツを企業等に付与することを通じて、企業等の協力により施設の安定的な維持管理や魅力の向上を図るとともに、企業等の広報活動や社会貢献活動に資することを目的とします。

2. ネーミングライツの概要

ネーミングライツとは、市の施設等に企業名や商品名を含む愛称を付ける権利（命名権）のことです。市は、ネーミングライツを取得した企業等（以下「ネーミングライツパートナー」といいます。）から対価をもらい、施設の維持管理等に役立てます。

全国的には、野球場等のスポーツ施設、コンサートホール、公園、歩道橋等に導入されており、近隣施設では京セラドーム大阪（大阪ドーム）、ヤンマースタジアム長居（長居陸上競技場）、ロームシアター京都（京都会館）等の事例があります。また、施設内のホールのネーミングライツとしては、兵庫県立芸術文化センターの大、中、小それぞれのホールが、「KOBELCO 大ホール」、「阪急 中ホール」、「神戸女学院 小ホール」となった事例があります。

市は、ネーミングライツの導入後、ホームページや印刷物等においてネーミングを積極的に使用しますが、正式名称については変更しません。

また、施設の所有権、運営等には影響を与えないものとし、ネーミングライツを他者に譲渡・貸与することはできません。

3. ネーミングライツパートナーにとっての効果

(1) P R 効果

企業名・商品名等を含む愛称を施設の看板やイベントのポスター等に利用できるほか、市もホームページや印刷物等において愛称を積極的に使用しますので、企業名・商品名等の P R 効果が期待できます。

(2) 社会貢献活動

ネーミングライツ料は、施設の維持管理等に役立てられるので、施設の魅力向上や市民サービスの向上に貢献することができます。

(3) イメージアップ

ネーミングライツパートナーのホームページ等にネーミングライツパートナーとして市民サービスの向上等にご貢献していることを P R することができるので、イメージアップにつながります。

(4) パートナーメリット

当該施設の使用等、希望する特典（パートナーメリット）を提案することができます。なお、内容については、協議のうえ決定します。

4. 施設の概要

所在地	磯島北町 37 番 1 号
面 積	敷地面積：3114.16 m ² 延床面積：4253.77 m ²
概 要	【枚方市立教育文化センター】 ・開館：昭和 62 年度 ・教育及び文化に関する研究・研修・相談・展示等を行い、教育の充実及び文化の振興を図るための施設。また、不登校児童・生徒の自立支援・指導教室や子育て支援広場を併設。 ・令和 6 年度の研修受講者、貸館利用者数：約 27,400 人 【エントランスホール】 ・広さ：167.05 m² ・毎年 13 回、1 回あたり 18 日間又は 19 日間の期間で市内幼稚園小中学校の園児児童生徒作品展示を行うロビー展示を開催 ・ロビー展示の年度末展示として、一般市民の展示会（7 日間×2 回）を開催
所 管	教育委員会 学校教育部 教育研修課

5. 契約期間

- (1) 契約期間は、契約開始日の属する年度から 5 年目の年度末までとします（契約開始日が令和 8 年度中であれば当該年度を 1 年目とし、5 年目の年度末は令和 13 年 3 月末までとなります。ただし、契約開始日は協議等の進捗により前後する場合があります。
- (2) 本市が契約期間終了後も引き続き当該施設にネーミングライツを導入する場合には、原則として、現ネーミングライツパートナーを優先交渉権者として契約更新の交渉を行い、愛称変更による利用者の混乱を防止します。ただし、契約の更新は 1 回を限度とします。

6. 費用負担

(1) ネーミングライツ料

- ア) 契約希望金額は、年額 3 万円以上（消費税及び地方消費税は別途必要です。）
- イ) 契約希望金額を下回る応募は不可とします。
- ウ) ネーミングライツ料は、金銭による支払いとします。
- エ) ネーミングライツ料は、教育文化センター施設全体の維持管理等に役立てます。

(2) ネーミングライツ料以外の費用

ネーミングライツ料以外の費用負担は、次のとおりです。なお、これらの費用は、ネーミングライツ料とは別負担です。

区 分	ネーミングライツパートナー	市
施設内の案内板等の新設や変更	○	
ネーミングライツパートナーが 新設や変更した案内板等の維持管理	○	
契約終了時の原状回復	○	
契約締結後に作成する印刷物や ホームページ等の表示変更		○ (※市が作成するもののみ)

7. 愛称

(1) 愛称の付け方

ア) 愛称には「エントランスホール」の字句を含めてください。

例) □□□ エントランスホール (企業名等 + エントランスホール)

イ) 愛称は、日本語及び英語アルファベットによる表記に限ります。ただし、企業ロゴや企業マークについてはこの限りではありません。なお、企業ロゴや企業マークについては、ネーミングライツパートナーが権利を有する登録商標であることが前提となります。

ウ) 不適切な愛称の例

- ・近隣の地域名を含む等、施設の所在地を誤認させるような名称
- ・一般的に施設名として理解されず、施設の名称に冠するには不適切なもの（意味不明の記号や判読できないマークの羅列等）

(2) 愛称の変更禁止

利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更は、原則として認められません。

(3) 愛称の周知

決定した愛称については、速やかに市民等に周知・PRを図るものとしませんが、印刷物の作成等の関係で、契約期間当初から愛称が完全に反映されない場合があります。また、愛称が定着するまで、正式名称を併記する場合があります。また、施設利用者が自ら作成されるチラシ等についても、ネーミングを使用していただけよう勧めてまいります。

(4) 愛称の使用

愛称の使用に当たっては、愛称についての知的財産権をネーミングライツパートナーが取得した場合においても、市はこれを無償で使用するものとします。

8. 応募資格

応募者は、応募内容を自ら主体となって実施できる個人、法人又はその他団体（共同応募も可能）とします。ただし、応募の時点で次のいずれかに該当する者又は業種・団体は、応募することができません。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当する者

(2) 次のアからオまでのいずれかに該当する者

ア) 成年被後見人

イ) 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

ウ) 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

(4) 提案に係る業務に関し、法令上、免許、許可又は登録を要する場合に、当該免許、許可又は登録を受けていない者

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は同条第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者については、その旨を証する書類を提出した場合を除く。）

- (6) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしている者
- (7) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は同条第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者で、同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定がされた者については、その旨を証する書類を提出した場合を除く。）
- (8) 国又は地方公共団体から、入札参加停止措置、指名競争入札の指名停止措置・指名取消措置又は公共工事等から暴力団を排除するための措置を講じられている者
- (9) 法人税、所得税、消費税（地方消費税を含む。）又は本市の市税を滞納している者
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業又はそれらに類似する業種
- (11) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）に規定する貸金業
- (12) たばこに関する業種
- (13) ギャンブル（公営競技及び宝くじを除く。）に関する業種
- (14) 法律の定めのない医業類似行為に関する業種
- (15) 興信所・探偵事務所等の業種
- (16) 政治団体又は宗教団体
- (17) その他、ネーミングライツパートナーとして適当でないと市長が認める者又は業種

※その他関係法令等に従う必要があります。

※共同応募の場合は、すべての構成員が応募の資格を満たすことが必要です。また、原則として応募時と実施時は同じ構成員であること及び主たる役割を担う代表者を選定することが必要です。

9. 応募手続き

(1) 募集期間

令和 8 年 1 月 6 日（火）から同年 8 月 31 日（月）まで（必着）

※本市の都合により、事前の予告なく募集を打ち切ることがあります。

(2) 応募方法

ア) (1)の募集期間中に限り、先着順で申込みを受け付けます。「持参」により、必要書類を財産活用課に提出してください（土・日曜日、祝日、休日を除く 9 時から 17 時 30 分まで）。郵送による提出は受け付けできませんので、ご注意ください。

同日で 1 物件に複数の申し込みがあった場合は、くじ引きにより先着者を決定します。

イ) 契約締結時期によっては、契約期間が短くなる場合がありますが、この場合における契約初年度のネーミングライツ料は、ネーミングライツを開始する月から月割りで計算します。（小数点以下切捨て）

(3) 提出書類

ア) 提出書類は、次の表のとおりです。

複数の施設について応募する場合は、「ネーミングライツ申込書（様式 1）」・「愛称表示のイメージ図」は各施設について作成し、それ以外の書類は 1 部だけで結構です。

イ) 任意で参考資料を提出していただくこともできます。

ウ) 提出書類は、原則として返却しません。

書類名	部数	備考
ネーミングライツ申込書(様式1)	1部	
愛称表示のイメージ図	1部	・カラーで作成したもの ・カラー印刷したもの(紙で) + データ(メールで)を提出してください。 ※愛称表示として掲出したい企業ロゴ・企業マーク等もイメージ図に盛り込んでください。
枚方市暴力団排除条例に基づく誓約書(様式2)	1部	
主な事業活動の内容がわかる書類(様式任意)	1部	
共同応募の場合、構成員・責任の範囲等を定めた協定書等(様式任意)	1部	・共同応募の場合のみ
成年後見登記されていないことの証明書 及び 本籍地の市区町村長発行の身分証明書【原本】	1部	・個人の場合及び法人格のない団体の場合の代表者 ・提出前3か月以内に発行されたもの
更正手続開始決定・再生計画認可決定を証する書類【写し】	1部	・該当する場合
納税証明書【原本】	1部	・【国税】法人税、所得税、消費税の未納税額がないことを証明する納税証明書(税務署所定の様式。法人の場合は様式その3の3、個人の場合は様式その3の2) ・【市税】本市の市税の滞納無証明書(市税を分納している場合は、毎月10日から20日の間に証明書発行手続きを行うこと。) ・提出前3か月以内に発行されたもの
商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)【原本】	1部	・法人の場合 ・提出前3か月以内に発行されたもの
定款・寄付行為・規約又はこれらに類する書類【写し】	1部	・法人格のない団体の場合
住民票の写し【原本】	1部	・個人の場合及び法人格のない団体の場合の代表者 ・提出前3か月以内に発行されたもの
印鑑証明書【原本】	1部	・法人：法務局発行の印鑑証明書 ・個人・法人格のない団体の場合の代表者：各市町村発行の印鑑証明書 ・提出前3か月以内に発行されたもの

10. ネーミングライツパートナー候補者の選定方法

- (1) 本市職員で構成する委員会(以下「委員会」といいます。)において、次の観点から応募内容を総合的に審査して選定します。

【審査項目の概要】

	審査項目	主なポイント
①	応募者	・応募の資格を満たしているか
②	ネーミングライツ料	・どの程度歳入の増加が見込めるか
③	社会貢献	・市民サービスの向上・施設の魅力向上につながる提案か ・地域活性化につながる提案か
④	愛称	・愛称の付け方・ネーミングライツ実施に伴う愛称表示に係る文字等の基準を満たしているか ・公共性・公益性・中立性・品位等を妨げないか ・親しみやすさ・呼びやすさ・わかりやすさ ・施設イメージと合致しているか ・施設の管理運営に支障が生じないか
⑤	パートナーメリット	・内容が妥当か

(2) パートナーメリットについては、委員会による審査の結果、承諾できない場合があります。希望するパートナーメリットが契約の必須事項である場合には、応募の段階でその旨をお知らせください。

(3) 選定結果は、応募者に文書で通知します。

11. ネーミングライツパートナー候補者決定後の流れ

(1) 契約に向けた最終協議・調整

ア) 施設等への愛称表示のデザイン、設置の時期・場所・方法等について、詳細な協議を行います。

イ) 愛称表示のデザイン等については、施設の所管部署・関係部署等との協議が必要です。また、枚方市景観条例に基づく市長の助言等を順守してください。

ウ) その他、必要に応じて関係機関等との協議、諸手続きを行っていただきます。

(2) 契約締結

ア) ネーミングライツパートナー候補者との協議が整い次第、契約を締結します。

イ) ネーミングライツパートナー候補者との協議中に協議が整う可能性がないと本市が判断した場合には、当該候補者との協議を打ち切ることがあります。この場合、本市は一切の賠償責任を負いません。

(3) 愛称等の公表

契約締結後、市は、施設の愛称、ネーミングライツパートナー名、ネーミングライツ料等について、市ホームページ等により公表します。

12. ネーミングライツ開始までのスケジュール

ネーミングライツ開始までのおおまかなスケジュールは、次のとおりです。提案状況によっては時期が前後する場合があります。

令和8年1月6日～8月31日	ネーミングライツパートナー随時先着募集
応募受付から概ね3ヵ月程度	ネーミングライツパートナー候補者の選定
	契約締結に向けた協議
	契約締結
契約締結から概ね3ヵ月程度	ネーミングライツ開始に向けた準備（愛称表示等）
	ネーミングライツ開始

13. その他

- (1) 各提出書類において虚偽の内容の記載があった場合には失格となります。
- (2) 応募に係る一切の費用は、応募者の負担となります。
- (3) 市の業務上やむを得ない事由が発生した場合や改修工事实施の際、愛称表示看板等の一時撤去等を行う場合があります。

14. 問い合わせ先

枚方市 総務部 財産活用課（市役所本館3階）

〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号

TEL 072-841-1347（直通）

FAX 072-841-3039

E-mail kanzai@city.hirakata.osaka.jp

（※応募先は9. 応募手続きをご参照下さい。）

対象資産 No. 先着ーネ 15 教育文化センター【エントランスホール】



教育文化センター



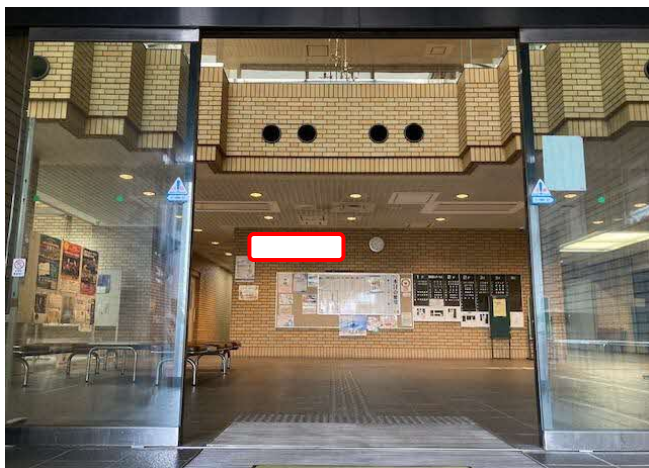
【教育文化センターの全景】



【エントランスホール外観】

愛称表示の設置場所

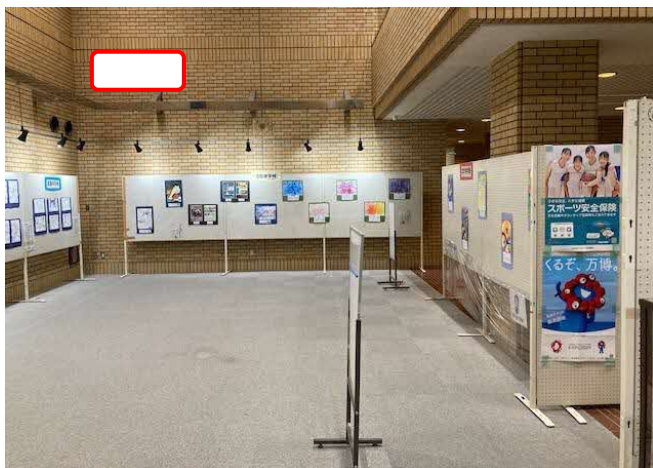
※設置場所や形状等はイメージであり確定したものではありません。なお、設置個所は、これらのうち3か所までです。



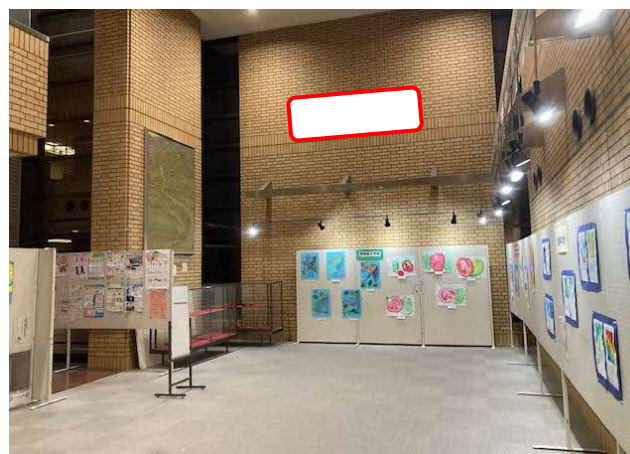
【エントランスホール入口正面】



【エントランスホール柱】



【エントランスホールロビー東側】



【エントランスホールロビー西側】

